

# 法定福利費を内訳明示した見積書の作成について

## 1. 法定福利費を内訳明示した見積書とは

建設業では、公平で健全な競争環境を構築するとともに、就労環境の改善による建設業の持続的発展に必要な人材の確保を図るため、関係者を挙げて社会保険等未加入対策に取り組んでいます。

社会保険等未加入対策を進めていく中では法定福利費の確保が重要ですが、これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのように取り扱われているのかがわかりにくい状況でした。

法定福利費を内訳明示した見積書(標準見積書)とは、下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、社会保険等の加入に必要な金額をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。

## 2. 内訳明示する法定福利費の算出方法

### (1)内訳明示する法定福利費の範囲

法定福利費(社会保険料)といった場合、健康保険料(介護保険料を含む)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金(旧:児童手当拠出金)を含む)、雇用保険料、労災保険料がありますが、見積書で内訳明示する法定福利費は、原則として健康保険料(介護保険料含む)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)、雇用保険料のうち、現場労働者(技能労働者)の**事業主負担分**です。

標準見積書にて内訳明示の対象となる保険料等について

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金※	雇用保険料	労災保険料 ※
事業主負担分	○	○	○	○	○	×
本人負担分	×	×	×	—	×	—

※事業主が全額負担(本人負担なし)

○内訳明示する法定福利費の範囲は、事業主負担分を基本としていますが、各社が個別に表中の『×』の部分の内訳明示しても構いません。その場合、法定福利費として内訳明示している範囲を明記する必要があります。(例:「法定福利費は、××保険料の本人負担分を含んでおります。」など)

(2) 法定福利費の算出方法

**① 法定福利費＝労務費総額×社会保険料率**

法定福利費は、通常、年間の賃金総額に各保険の保険料率を乗じて計算します。しかし、各工事の見積りでは、労働者の年間賃金を把握することは不可能です。そのため、見積額に計上した『労務費』を賃金とみなして、それに各保険の保険料を乗じて算出する方法が一般的です。

**② 法定福利費＝労務費(請負金額×労災保険法における労務費率)×社会保険料率**

見積りにおいて、労務費の算定が困難な場合は、請負金額に労災保険の労務費率を乗じて得た額とする方法もあります。

労務費率表(平成27年4月1日現在)

事業の種類	労務費率
水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
道路新設事業	20%
舗装工事業	18%
鉄道又は軌道新設事業	25%
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	23%
既設建築物設備工事業	23%
機械装置の組立又は据付の事業	
組立又は取り付けに関するもの	40%
その他のもの	22%
その他の建設事業	24%

根拠法令:労働保険の保険料の徴収等に関する法律第11条第3項

※造園の事業は、その他の建設事業に該当する。ただし、造成の事業において芝張りのみを行う事業は舗装工事業に該当する。

**③ 法定福利費＝工事費×工事費当たりの平均的な法定福利費の割合**

**法定福利費＝工事数量×数量当たりの平均的な法定福利費**

法定福利費の算出方法としては、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出することも考えられます。

この方法は、その性質上、ある程度定型化した、工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している工事について使用することが適当です。

(3)適用する保険料率の考え方

協会けんぽ神奈川支部に加入した場合の社会保険料率(平成28年10月1日現在)

保険の種類	保険料率	参照先	備考
健康保険料	4.985%	協会けんぽ(健保組合加入の場合は当該組合を参照)	40~64歳が該当 保険料率は下記参照
介護保険料	0.433%		
厚生年金保険料	9.091%	日本年金機構	厚生年金基金に加入の場合は 基金に別途照会
子ども・子育て拠出金	0.2%		
雇用保険料	0.9%	厚生労働省	「建設の事業」の料率
社会保険料率	15.609%		

※健康保険・介護保険、子ども・子育て拠出金、雇用保険は原則として4月、厚生年金保険は9月に料率変更が行われる

介護保険料の算定に使用する保険料率(事業主負担)

介護保険料は、対象となる40~64歳の現場労働者の労務費に、事業主負担分の保険料率を乗じた計算が基本です。計算が難しい場合は、労務費に協会けんぽにおける介護保険の対象者割合による事業主負担分の保険料率を乗じて計算することも可能です。

協会けんぽの介護保険料率÷2×加入率(40~64歳の被保険者割合)

(平成28年度の例)

$$1. 58\% \div 2 \times 54.8\% = 0.433 \text{ (小数点第3位未満四捨五入)}$$

神奈川県の実業労働者及び被扶養者の年齢構成割合(平成27年10月1日現在)

年齢階層	神奈川県		45~49	105,150	12.8%
	被保険者数	%	50~54	87,341	10.6%
	820,410	100.0%	55~59	71,106	8.7%
15~19歳	4,171	0.5%	60~64	67,927	8.3%
20~24	46,518	5.7%	65~69	45,054	5.5%
25~29	75,458	9.2%	70~74	17,508	2.1%
30~34	84,773	10.3%	75歳以上	166	0.0%
35~39	97,340	11.9%			
40~44	117,898	14.4%	介護保険料適用率	449,422	54.8%

資料:

厚生労働省保健局「健康保険・船員保険被保険者実態調査報告(平成27年10月1日現在)」による

(4) 法定福利費を内訳明示した見積書の作成例

## 御見積書(例)

株式会社〇〇〇 殿

住所 神奈川県××市  
株式会社 ▲▲▲

見積金額 M 円 (消費税込み)

事業主負担分の法定福利費は別に計上するので、経費から除しておく。

		数量	歩掛	単価	金額
〇〇工事費	材料費				A
	労務費				B
	経費(法定福利費を除く)				C
	小計				D=A+B+C
法定福利費事業主負担額		対象金額	料率	金額	
雇用保険料		B	p	E=B×p	J
健康保険料		B	q	F=B×q	
介護保険料		B	r	G=B×r	
厚生年金保険料		B	s	H=B×s	
(子ども・子育て拠出金)		B	t	I=B×t	
合計		B	u	J=B×u	
小計					
消費税等					L=K×8%
合計					M=K+L

事業主負担分以外の法定福利費を含める場合は、その旨明示し、工事の労務費から当該金額を控除しておく。

介護保険の加入率を加味した保険料率を設定する。

事業主負担分の法定福利費を明示する。

法定福利費も消費税の対象になる。

## ※ 標準見積書作成手順

[基本的な法定福利費算出方法の場合] = 労務費総額 × 法定保険率

### 【算出手順例】

1. 労務費総額(B)を各会社・業界の実情に合わせた方法で算出。
2. 算出した労務費総額(B)に対して、法廷で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出(E~J)。

※介護保険料については、事業主負担相当の保険料率(保険料の2分の1)に「被保険者となる40歳以上64歳以下の割合(54.3%、協会けんぽ平成27年度の場合)」を乗じた比率とする

### 【協会けんぽの場合】

介護保険料率の算式 =  $1.58\% \times 1/2 \times 54.8\% = \underline{0.433\% (r)}$

3. 各保険の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額を算出  
( $J = E + F + G + H + I$  又は  $B \times u$ )
4. 小計額(K)を算出。
5. 消費税(L)を算出。
6. 合計(M)を算出し、見積金額として計上。

## 3. 法定福利費を内訳明示した見積書に関する質問

Q. 法定福利費を明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等の作成した見積書に沿って、法定福利費を算出しなければならないでしょうか？

- A. 内訳明示する法定福利費の額は、本来、各建設業者が個別工事ごとに自社の施工実績等に基づいて算出するものですので、必ずしも所属する専門工事業団体等の作成した見積書に沿って、法定福利費を算出する必要はありません。各専門工事業団体が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業等が法定福利費の算定を行おうとする際の参考にしていただくためのものです。

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等の作成した見積書の様式を使用しなければならないでしょうか？

- A. 法定福利費を内訳明示した見積書の活用は、必要な法定福利費を確保することを目的としていますので、法定福利費の内訳が明示されていれば、自社又は注文者から指定された様式でも構いません。各専門工事業団体が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が作成する際の参考にしていただくためのものです。

Q. 法定福利費も消費税の対象になるのでしょうか？

A. 対象になります。

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書の作成は、法律上の義務なのでしょうか？

A. 社会保険等への加入義務を徹底していくためには、主に技能労働者等を雇用している下請け企業が必要な法定福利費を確保していくことが重要です。そのため、見積りに当たっては従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。

そこで、各専門工事業団体で業種の特性等に応じて、法定福利費を内訳明示した見積書が作成できるよう標準見積書を作成し、これを活用するなどして法定福利費が内訳明示された見積書を提出する運動を、業界を挙げて推進しているところです。

この取り組みについては、見積書を提出する際に法定福利費を内訳明示することを直接的に義務づけた法律等の規定はありませんが、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反する恐れがあります。

また、社会保険の加入促進に向けて重要な取り組みであることから、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においては、法定福利費の適正な確保のために、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に提出する取り組みが行われているところであり、これを提出する環境づくりが必要であることなど、元請企業及び下請企業が具体的に取り組むべき事項を定め、更なる普及・定着に向けた環境整備を行っております。

Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのでしょうか。

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて注文者に対する見積書を作成してください。ただ、注文者に見積書を依頼された段階では、下請企業に

工事を発注するか決まっていないことが多くあります。また、見積書では、注文を受けた工事についてどのような工種をいくらの材料・機器を使って(材料費)、どれくらいの工賃(手間・労務費)で施工するか計算しており、外注費(下請代金)そのものが項目として計上されているわけではありません。

したがって、自社が作成する見積書そのものに含まれる『工賃』を基本に法定福利費を算出すれば、下請代金に含まれる法定福利費も含まれているものと考えられます。

Q. 下請け企業の加入している保険が自社の加入しているものとは違う場合、適用する保険料率はどの保険のものにすればいいのでしょうか？

- A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて注文者に対する見積書を作成する必要がありますが、自社及び下請企業が加入する保険が必ずしも同じとは限りません。

この際、内訳明示する法定福利費を算出するために使用する保険料率は、それぞれの保険に加入する加入者数が把握できる場合は加入者数に応じて各保険料を算出し、把握できない場合は、加入している人が多いと考えられる主な保険の保険料率を一律に適用するといったことが考えられます。要は、法定福利費を支払う側である注文者が納得のできる合理的な内容であれば問題ありません。

Q. 見積金額に元々、法定福利費が適正に含まれており、必要な保険にもきちんと加入しているのだが、それでも法定福利費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか。

- A. 法定福利費を内訳明示した見積書は、これを作成しなかったからといって、特に罰則等があるわけではありません。しかし、社会保険等への加入を促進するためには加入に必要な法定福利費をしっかりと確保していく必要があります。

国土交通省では、平成27年4月1日付で改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の内容にとして、「元請負人は、(中略)下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう明示しなければならない」こと、あるいは「下請負企業は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出し、雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保する」ことを明記する等、法定福利費を明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、法定福利費を内訳明示した見積書を主体的に作成していただくことが求められます。